

デジタル田園都市国家構想の一環として助産所を増設して妊産婦に対する継続的な出産ケア等の提供をし活性化した地域作りを推進する北海道条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、道における急速な少子化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、都市部への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある道を維持していくためには、道民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域コミュニティーの形成が重要となっていることに鑑み、その一の方途として助産所を増設すること及び妊産婦の選定した同一の助産師に妊娠・出産・産後のケアを継続的に提供させること（以下「出産ケア等」という。）を充実させることについて、デジタル田園都市国家構想の一環として位置付け、基本理念、道等の責務、道が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「出産ケア等総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、出産ケア等本部を設置することにより、妊産婦に対し必要な出産ケア等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 継続的な出産ケア等は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 道民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて、助産所増設及び妊産婦の選定した同一の助産師による妊娠・出産・産後のケアの継続的な提供等の出産ケア等の環境の整備を図ること。
- 2 妊娠や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、妊娠、出産又は産後についての幸福感を持つことができる地域社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 3 出産ケア等の提供に関する施策は、道における急速な少子化の進展、出産ケア等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、需要に適確に対応した出産ケア等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的に推進されること。
- 4 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、市区町村相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 5 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、道、市区町村及び医療関係者等が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、出産ケア等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道の関係行政機関は、出産ケア等に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 道は、市区町村その他の者が行う出産ケア等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 道は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、出産ケア等に関し、道民の关心と理解を深めるよう努めなければならない。

(市区町村の責務)

第4条 市区町村は、基本理念にのっとり、出産ケア等に関し、道との適切な役割分担の下、市区町村が実施すべき施策として、その市区町村の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び、実施する責務を有する。

(医療関係者等の責務)

第5条 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療関係者は、道及び市区町村が講ずる出産ケア等の提供に関する施策に協力し、妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めるとともに、出産ケア等を必要とする者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な出産ケア等を提供するよう努めなければならない。

- 2 産婦人科医師及び小児科医師並びにこれらの者が従事する医療機関は、道及び市区町村並びに助産所が講ずる出産ケア等の提供に関する施策に協力し、特に助産所の嘱託の委嘱を受けるなどして妊産婦の健康の保持及び増進に寄与するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 道、市区町村及び医療関係者等は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(道民の努力)

第7条 道民は、出産ケア等についての关心と理解を深めるとともに、道・市区町村・助産所及び医療関係者等が実施する出産ケア等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第8条 道は、出産ケア等に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第2章 出産ケア等総合戦略

第9条 道は、基本理念にのっとり、出産ケア等総合戦略を定めるものとする。

2 出産ケア等総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 出産ケア等に関する目標
- 2 出産ケア等に関する施策に関する基本的方向
- 3 前2号に掲げるもののほか、道が講ずべき出産ケア等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 出産ケア等本部は、出産ケア等総合戦略の案を作成するに当たっては、出産ケア等総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、市区町村の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 市区町村出産ケア等総合戦略

(市区町村出産ケア等総合戦略)

第10条 市区町村は、道が策定する出産ケア等総合戦略を勘案して、当該市区町村の区域の実情に応じた出産ケア等に関する施策についての基本的な計画

(次項において「市区町村出産ケア等総合戦略」という。) を定めるよう努めなければならない。

2 市区町村出産ケア等総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 市区町村の区域における出産ケア等に関する目標
- 2 市区町村の区域における出産ケア等に関し、市区町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 3 前2号に掲げるもののほか、市区町村の区域における出産ケア等に関し、市区町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第4章 出産ケア等本部

(設置)

第11条 出産ケア等総合戦略の推進を図るため、道に、出産ケア等本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第12条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 出産ケア等総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 出産ケア等総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 3 前2号に掲げるもののほか、出産ケア等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第13条 本部は、出産ケア等本部長、出産ケア等副本部長及び出産ケア等本部員をもって組織する。

(出産ケア等本部長)

第14条 本部の長は、出産ケア等本部長（以下「本部長」という。）とし、道知事をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（出産ケア等副本部長）

第15条 本部に、出産ケア等副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、副知事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（出産ケア等本部員）

第16条 本部に、出産ケア等本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長が指名した数名の者（妊産婦を代表する者と妊産婦の家族を代表する者を必ず含むこと）をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第17条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（規則への委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 道は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。